

五条駅周辺地区整備基本構想検討支援業務委託仕様書

1 業務名

五条駅周辺地区整備基本構想検討支援業務委託仕様書

2 業務場所

五条駅周辺地区（別紙位置図参照）

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務目的

五條市では、五条駅周辺地区を中心とした市街地北側に位置する住宅地から国道24号への新たな交通アクセス（南北交通結節路線）に計画し、新たな交通の導線を確認することで中心市街地の活性化の検討を進めている。

また、五条駅周辺地区だけでなく、現市役所庁舎、旧市役所庁舎、五条駅及び商業施設（旧イオン五條店（現在整備中））を範囲とした今後のまちづくり計画についても検討する。

本業務は、五条駅周辺地区だけでなく、中心市街地の新たなまちづくりを実現するための基本構想を、関係者と議論しながら策定することを目的とする。

5 業務内容

（1）計画準備

業務を円滑に履行するため、業務内容を十分理解し、実施計画及び工程計画を作成する。

（2）検討対象地域の現況と課題の整理

検討対象地域（五条駅及び周辺地域）における現況について、居住や商業の状況、歩行者や人・車の流れ、土地利用と公共空間、交通ネットワークの状況等を把握するとともに、中上位・関連計画に基づく都市の将来像やまちづくりの方針を把握し、検討対象地域における交通政策上の問題点を明確にした上で、課題の整理を行う。

（3）まちづくりのコンセプト及びエリア別方針の検討

課題整理等を踏まえ、検討対象地域のまちづくりのコンセプトをとりまとめる。更に、検討対象地域をいくつかのエリアにゾーニングしたうえで、それぞれのエリアが目指すべきすがたやその実現手法の方向性について、エリア別の基本方針としてとりまとめる。

（4）五条駅周辺地区の将来像とコンセプトの設定

（3）で検討したまちづくりコンセプト、五条駅周辺地区の将来像のあり方とその実現方法について検討を行う。具体的には、当該地区の主要な交通施設（駅舎及び駅前広場、跨線橋、道路計画）とまちづくりについて事例や概算事業費等をもって検討を行うとともに、それを実現するための取り組みを、ハード面及びソフト面からとりまとめる。なお、将来像は、イメージパース等のビジュアル資料などにより視覚的に分かりやすくとりまとめる。

（5）将来像を実現するために必要な制度や体制の検討

（4）で検討した五条駅周辺地区の将来像を実現するために必要な手法について検討を行う。まちづくり形成に必要な制度や体制について整理し、検討及び提案を行う。

(6) 検討委員会の運営支援

本基本構想を検討するうえで、庁内関係課及び関係機関や有識者からなる検討委員会（2回以上開催予定）の運営を支援する。具体的には議事内容の設定、説明資料の作成及び当日の検討報告、議事要旨の作成等を行う。なお、日程調整、会場の確保及び議事進行、委員への開催案内通知、委員報酬の支払い等については発注者が行う。

(7) 報告書作成

これまでの検討内容を五条駅周辺地区整備基本構想（案）としてとりまとめる。なお、令和9年1月時点で基本構想（骨子）を別途作成する。なお、いずれの成果も公表することを前提としてとりまとめを行う。

(8) 打ち合わせ

業務着手時、中間時（2回以上）、成果納品時の計4回以上を想定している。

6 成果品

本業務における成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|-----|
| ・ 報告書（A4 版ドッチ式ファイル） | 2 部 |
| ・ 上記電子データ（CD-R もしくは DVD-R） | 2 部 |
| ・ その他関連資料 | 2 部 |

7 著作権

本業務における成果品は、五條市がそのすべての著作権を有するものとする。成果品には、報告書本文、添付資料、図面、写真、画像、イメージパース、電子データ等、本業務により作成されたすべてのデータを含むものとする。また、受注者は当該成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを保証し、万一、成果品に関して第三者から権利侵害の申し立てがあった場合には、受注者の責任においてこれを解決するものとする。